

大袋地区内学校体育施設開放に関する注意事項

(越谷市立小中学校屋内運動場及び校庭の開放に関する実施細則第7条許可条件)

- (1) 小中学校敷地内及び敷地外周（門付近を含む）は禁煙とする。
- (2) 火気の使用は厳禁とする。
- (3) 許可を受けた時間以外の学校敷地への立ち入りは行わないこと。（許可時間内に入退出を行うこと）
- (4) 管理者及び推進委員会の指示、若しくは実施細則又は当注意事項に従わない場合は、即時に許可を取り消すとともに、別に定める期間の利用の許可を停止する。
- (5) 利用を停止する期間を次のとおりとする。
 - ・過去1年以内において、1回目の利用停止を受けた場合 2週間以内
 - ・過去1年以内において、2回目以降の利用停止を受けた場合 1ヵ月以上（適用期間については、別途スポレク推進委員会にて決定する）
- (6) 校庭内への車、バイク及び自転車の乗り入れは禁止する。
- (7) 許可された場所以外への立入りは禁止する。
- (8) 施設、備品の破損及び事故の防止に努める。
- (9) 施設内外での破損及び事故が発生した時は、利用者において処理し（支払いは利用者負担）、速やかに公民館へ報告すること。
- (10) 利用時は、必要以上の声出しや騒音に注意し、近隣への影響を考慮すること。
- (11) 利用が終了したときは、清掃や校庭をならし、現状に復すること。
- (12) 雨天時の際は、校庭の利用を行わないこと。
- (13) 団体は、利用権を譲渡転貸しない。
- (14) 施設利用の際には、見学者に十分注意し、必ず立入禁止区域を設定し、事故防止を図ること。
- (15) 校庭を使用する際は、打球等が校庭外へ飛び出すことのないように対策を徹底すること。
- (16) ガラスを破損した時は、速やかに推進委員会（事務局：大袋公民館）に連絡の上、破損箇所、大きさ等を指定ガラス店（たかのガラス店 974-4662）に連絡し、その日に入れてもらうこと。
- (17) 事前にAEDのある場所を確認し、緊急時に備えてください。

学校名	設置場所
大袋小学校	1階職員玄関左側（屋外）
大袋東小学校	2階職員玄関左側（屋外）
大袋北小学校	1階昇降口の中央（屋外）
千間台小学校	1階保健室入口右側（屋外）

- (18) 各小学校（大袋東小以外）にグラウンド整備用のトンボを備えてあります。設置場所は以下の通りです。大袋東小を利用される団体でトンボをお持ちでない場合は、公民館からトンボを持っていき利用してください。

学校名	設置場所
大袋小学校	体育倉庫近くの物置き場
大袋北小学校	バスケットコート近くの倉庫裏
千間台小学校	南側に2つある体育倉庫の間

大袋地区スポーツ・レクリエーション推進委員会
(事務局：大袋公民館 975-3952)